６　環境汚染事故時・災害時における環境保全対策

（１）水質異常時対策【環境政策課、河川課】

① 水質事故の発生状況

河川等では、事業場における油類や有害物質の不適切な取扱い等により油の流出や魚のへい死等の水質事故が発生します。

令和５年度は、１件の油の流出事故が発生しましたが、原因の特定には至りませんでした。

図4-1-50　水質事故発生状況の推移

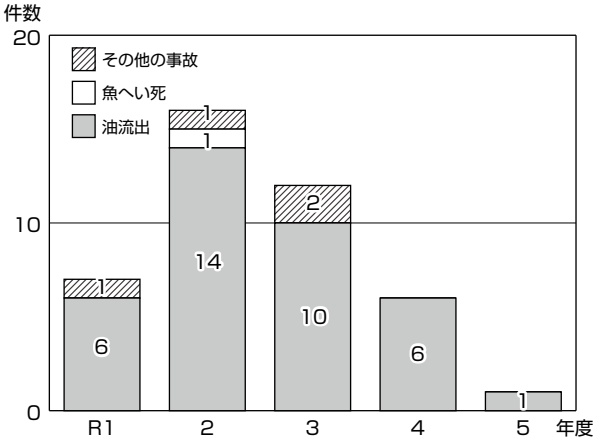

② 事故に対する対応

水質事故に対しては、「九頭竜川・北川水系河川水質汚濁防止連絡協議会」および「二級河川水質汚濁防止連絡協議会」が中心となり、関係機関が連携して、その原因の究明、被害の拡大防止および原因者に対する指導等を行っています。

③ 未然防止のための事業者への指導・啓発

水質汚濁防止法や県公害防止条例に基づく各種届出の受理にあたって、計画段階で事業者への指導を行うとともに、各事業場の立入検査等を通じて、排水処理施設や使用する有害物質の適正な管理を指導しています。

（２）大気汚染緊急時対策【環境政策課】

① 健康被害防止対策

大気汚染防止法では、硫黄酸化物、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素およびオキシダントによって、大気の汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるような緊急の事態が発生した場合に、知事がとるべき措置を定めています。

これを受けて、県では、「福井県光化学オキシダント対応マニュアル」および「福井県大気汚染（硫黄酸化物）対応マニュアル」を定め、人の健康または生活環境に被害が生ずるおそれが発生した場合には、注意報等を発令し、地域住民に注意を呼びかける一方、工場・事業場に対し、ばい煙等の排出削減を要請することとしています。

また、平成 25 年３月、国において微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起の暫定的な指針が示されたことを受け、県では PM2.5 濃度上昇が発生した場合における対応措置を定めたマニュアルを策定しました。

表4- 1-51　光化学オキシダント注意報発令状況

発令日時	発令地区
昭和 53 年６月５日　15:10	敦賀地区
平成２年４月 11 日　13:00	敦賀地区
平成２年５月 10 日　15:50	
平成２年６月 19 日　15:50	
平成 14 年６月 10 日　16:40	二州地区（敦賀市、旧三方町、美浜町）
令和元年５月 25 日　17:50	二州地区（敦賀市、旧三方町、美浜町）

② 事故等に対する対策

県では、工場等の事故または火災が発生した際に、発生現場周辺において、有害物質による大気汚染の状況を把握するため、令和元年度から検知管を配備しています。
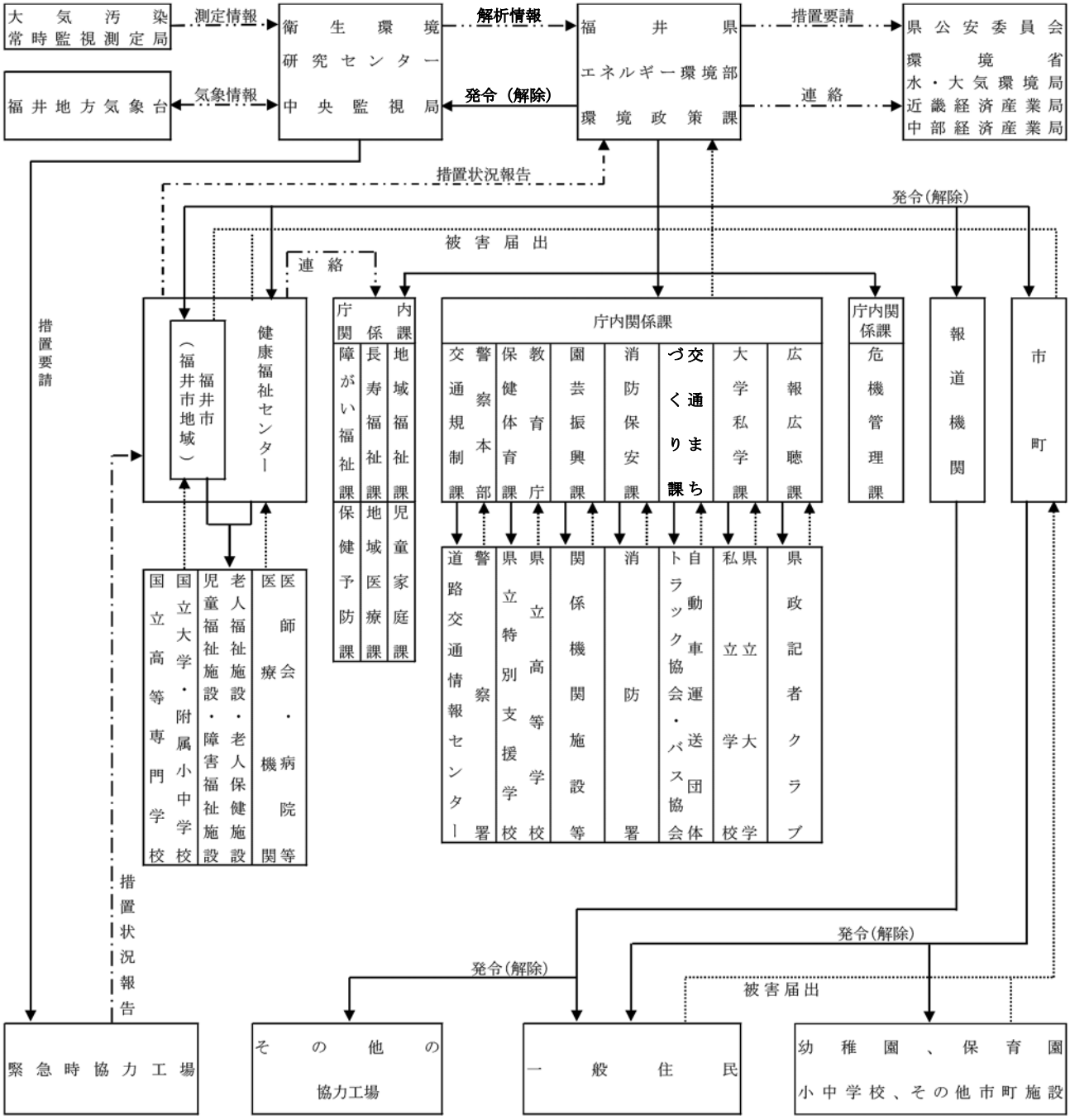
図４-１-52　光化学オキシダント緊急時措置連絡系統図